

2012年度大津市予算編成にあたっての政策要望

2011年12月5日

日本共産党大津市会議員団

はじめに	1
〔1〕地震や災害に強い安全な大津のまちづくりを	3
(1)原発からの撤退・新エネルギーへの転換を政府に求めること	3
①原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を	
②がれき処理の安全性を確認する	
③食料の安全確保対策の強化を	
(2)市民の命と安全を守る防災・危機管理対策の充実を	3
①原子力防災計画策定など防災対策の充実を	
②防災無線について	
(3)地震や災害に強いまちづくりを	4
①住居の安全確保へ建築確認制度の改善を	
②住宅耐震診断・改修への支援強化を	
③公共施設の耐震化へさらなる取り組みを	
(4)火災報知器設置の推進を	4
①火災報知器の設置促進を	
②市営住宅への火災報知器設置について	
(5)市民の安全を守る消防体制の強化を	4
①消防力の抜本的な強化をはかること	
②消防団、自主防災組織等への支援を強化すること	
③市町村消防の広域化に反対すること	
〔2〕市民のいのちと健康を守る市政の推進を	5
(1)格差と貧困をなくす社会保障の充実を	5
①申請権の保障など市民の立場に立った生活保護行政を	
②生活保護制度の改善と利用者本位の運営をおこなうこと	
③国による生活保護制度改悪に反対すること	
④ホームレス自立支援対策の強化を	
⑤貧困問題解決への本格的な取り組みを	
(2)障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を	6
①障がい者の権利条約を基本とした大津市の新計画推進を	
②地域で生き生きと暮らせる障がい者福祉の前進を	
③地域で自立して生活できる障がい者支援施設の整備・充実を	
④精神障がい者福祉の充実を	
(3)市民の命と健康を守る国民健康保険の運営を	8
①高すぎる国民健康保険料の引き下げ、市独自の減免制度の創設を	
②保険証の取り上げをやめ、短期証も郵送交付を	
③安心して医療を受けられるよう窓口負担の減免を	
④国民健康保険制度の広域化を中止すること	
⑤後期高齢者医療制度の廃止、制度の改善を	
(4)社会で支える介護へ一介護保険制度の改善を	9
①必要とする人に必要な介護の保障を	

- ②介護保険料・利用料の負担軽減を
- ③くらしを支えるすこやか相談所・あんしん長寿相談所の充実を
- ④特別養護老人ホームなど介護基盤の整備を進めること
- ⑤介護保険利用者の「障がい者控除認定書」周知・申請の改善を
- (5) 地域での福祉・保健医療制度の充実を -----10
 - ①健康・福祉・医療を一体的に取り組む保健所の運営を
 - ②予防医療の充実を
 - ③動物保護管理センターを中心に動物愛護の推進を
 - ④高齢者無料バス制度の創設を
- (6) 誰もが安心して受けられる地域医療の充実を一市民病院 -----11
 - ①医療制度改悪に反対すること
 - ②公的病院として市の独自の支援強化を
 - ③患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを
 - ④地域医療の充実へ取り組みの強化を
 - ⑤医師不足・看護師不足の解消へ条件整備を
- 〔3〕 健やかな子どもをはぐくむ子育て支援と教育の充実を -----12**
 - (1) 安心して子育てができるまちづくりを -----12
 - ①大津市青少年育成プラン（子ども・若者計画）の充実を
 - ②子どもの医療費無料化の拡充を
 - ③母子保健の充実を
 - ④保育園の計画的整備で保育所待機児童解消を
 - ⑤公的保育を堅持し、保育条件の整備を
 - ⑥児童クラブとしての役割が果たせる施設、保育条件の整備を
 - ⑦ひとり親家庭の生活支援の強化を
 - ⑧児童虐待や育児ノイローゼなどを解消する支援ネットワークの充実を
 - ⑨児童館の計画的な充実、中高生の居場所づくりを
 - (2) 子どもの人権を保障する教育の推進を -----14
 - ①子どもの人権を尊重する教育を
 - ②全国学力・学習状況調査への不参加を
 - ③少人数学級の推進を
 - ④教育の国家統制に反対し、民主主義を守る教育を
 - ⑤特別支援教育の充実をはかること
 - ⑥幼稚園教育の充実を
 - (3) 行き届いた教育を保障する教育条件の整備を -----16
 - ①学校給食の充実、自校方式の中学校給食実現を
 - ②保護者負担の軽減と就学援助費の充実を
 - ③通学補助の全額支給や通園バスの存続を
 - ④学校用務員は正規職員の配置を
 - ⑤ALTの直接雇用へ改善をはかること
 - ⑥大津市南部に養護学校の建設をするよう県に要望すること
 - ⑦高校統廃合の中止、通学区域の見直しを
 - ⑧学校選択制の検証と見直しを
 - ⑨学校施設・設備の整備促進を
 - ⑩学校の安全対策の充実を
 - ⑪計画的にマンモス校の解消を

⑫学校図書館の充実を	
(4) 公民館などの社会教育施設整備と利用促進を	-----18
①公民館等の施設整備と利用について	
②図書館の計画的な増設と図書館活動の充実を	
③市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること	
④歴史博物館・市民会館・伝統芸能館など文化芸術施設の利用促進・企画の普及を	
⑤健康で生き生きと暮らせる市民スポーツ振興を	
〔4〕 市民生活を支える地域経済の活性化を	-----19
(1) 地域の雇用を守る取り組みを強化すること	-----19
①解雇・リストラの規制で地域の雇用を守ること	
②人間らしい暮らしを保障する働き方を	
③学生の就職活動への支援を	
④シルバー人材センターの事業への支援を	
⑤労働知識習得も含めた移動労働相談を	
(2) 雇用や地域経済振興に役立つ事業者支援を	-----20
①雇用・地域経済活性化につながる施策を	
②中小企業振興条例の制定と住宅リフォーム制度等の充実を	
③小口簡易融資制度の充実と改善をはかること	
④商店街及び空き店舗対策への支援強化を	
⑤大型店出店に地域貢献や商業調整などの規制を	
⑥地域資源を生かし地域産業を活性化する観光振興を	
(3) T P P 参加を中止し、食料主権を保障する貿易ルールの確立を	-----21
①農林水産業を壊し、食料自給率を大幅に低下させる T P P 参加中止を	
②農業労働者所得の引き上げを国へ求め、農業の継承者づくりを	
③農業委員など政策決定過程における女性参画の推進を	
④地産地消や都市緑地に供する農地課税の負担軽減を	
⑤地元材の利用に助成制度を	
⑥鳥獣害対策を充実させること	
〔5〕 環境を保全し循環型の新しいまちづくりを	-----23
(1) 家庭系ごみの有料化をやめ、減量・リサイクル対策の抜本的な強化を	-----23
①焼却中心から減量・リサイクルのごみ行政への転換を	
②ステーション収集と資源物の分別収集の取り組みの強化を	
③生ごみのリサイクルの推進を	
④古紙の集団回収事業の充実を	
⑤拡大生産者責任の徹底を国に強く求めること	
⑥地域環境整備事業の透明性確保を	
⑦市民本位の産業廃棄物行政の推進を	
(2) 地球温暖化防止、びわ湖と環境保全の取り組みを	-----24
①地球温暖化防止のための対策強化を	
②びわ湖の水質改善のために	
〔6〕 安心して住み続けられるまちづくりを	-----25
(1) 安心して住み続けられるまちづくりを	-----25
①地域公共交通の充実を	
②道路、鉄道などのバリアフリー化を	

③生活道路の整備促進と通過交通対策について	
④河川整備の促進・淀川水系等の事業見直しについて	
(2) 快適に暮らせる都市基盤の整備を	-----26
① J R 膳所駅周辺整備について	
②サイエンスパーク北部新産業拠点地域の整備について	
③市内の幹線道路の整備・改良について	
④市営住宅の整備促進を	
⑤マンションの管理への支援体制の整備を	
⑥認定団地の環境改善を	
(3) 歴史と自然を生かす景観保全のまちづくりを	-----26
①建物の高さ規制のいっそうの推進を	
②町の美観を高める屋外広告物行政の推進を	
③歴史的な町家や街道を生かしたまちづくりを	
④区画整理や再開発の住民本位の見直しを	
⑤志賀地域栗原地先の旧大型産廃施設予定地の利用について	
(4) 市民本位の都市施設の整備・運営を	-----27
①市民負担を軽減する下水道事業運営を	
②大石東町桜谷団地の下水道問題について	
③ガス事業の民営化をおこなわないこと	
④ガス事業の利益を市民に還元し料金の引き下げを	
〔7〕 憲法を生かし市民が主人公の市政とまちづくりを	-----28
(1) 人権を守り市民本位のまちづくりの推進を	-----28
①制定される男女共同参画条例を実効性のあるものに	
②中期財政計画・新行革プランの市民本位の見直し・運用を	
③施設使用料の見直しについては、市民負担増とならないよう検討すること	
④庁舎整備について	
⑤びわこ競輪場の跡地利用について	
⑥広報紙の配布方法の改善を	
(2) 憲法を守り、活かす市政を進めること	-----29
①平和・人権・民主主義など日本国憲法の積極的な規定を守り活かす市政を	
②官製ワーキングプアをなくすために	
③清潔で公正・公平な市政の推進を	
④やりがいを感じられる住民本位の組織運営を	
⑤国からの天下りの受け入れ中止を	
⑥所得再配分を保障する公正な税制・税務行政を	
⑦生活再建を第一にした徴収、収納対策を	
⑧事業の民間委託・指定管理について	
(3) 人権を保障する行政責任を明確にした行政推進を	-----32
①人権保障の原理は補完性原理に優先することを踏まえた市民協働を	
②市民のための相談窓口・消費者保護活動の充実を	
③市営葬儀事業廃止により市民サービスの低下がないよう対応の充実を	
④支所機能の充実を	
⑤市民の芸術・文化活動を保障する予算の拡充を	
⑥幸福の科学学園建設について	

2012年度大津市予算編成に当たっての政策要望

日本共産党大津市会議員団

はじめに

(東日本大震災と新しい社会・経済への転換)

今年3月11日に発生した東日本大震災では、かつてない規模の地震と津波、福島第一原発の事故による放射能汚染などが、地域住民と国民の暮らしに大きな打撃を与え、震災の復興と被災者・国民の生活再建が大きな課題となっている。

同時にこれまでの社会が経済と効率を優先させて住民のいのちや安全が後回しになってきたのではないか、合併や自治体のスリム化などで災害に弱い地域にしてきたのではないか、24時間型の大量消費・大量廃棄の生活スタイルでよいのかなど、国や自治体のあり方をおもとから見つめ直す議論も起こっている。

ところが財界や民主党政権はこの震災復興を口実として、日本の市場・経済の仕組みをアメリカに開放するTPPへの参加、復興財源と称して庶民増税と大企業減税の実施、道州制の推進や公務の民間化のいっそうの拡大、消費税増税と社会保障の改悪を進める「税と社会保障の一体改革」などを一気に進めようとしている。

被災地でも様々な規制緩和や農漁業の集約(合理化)や大規模化・株式会社化などを強行しようとしているが、これらは地域の中での雇用や中小経営を減らし、地域の経済循環を断ち切るなど結局は少子高齢化と都市との格差で疲弊してきている農漁村をさらに人間が住めないものへと壊していく危険がある。

原発問題では、事故からいち早く教訓を引き出して原発からの撤退を決断したのは、ドイツ・スイス・イタリアなどであり、本来これをリードすべき日本の政府が早々と原発の再稼働・輸出を公言するなど、政治の立ち後れが際だっている。

今求められていることは、財界やアメリカが要求する大企業や多国籍企業の利益第一の「構造改革」の政治ではなく、住民のいのちと暮らしを最優先にする国政・地方政治への転換である。

自然災害に強いまちづくりを進めるために、ハード・ソフト両面にわたる施策の充実をはかること、原発からの脱却を進めるためにも、自然・再生エネルギーへの転換を専門家や住民と力を合わせて取り組んでいくことが重要である。

(社会保障の大改悪を許さず、市民生活を守る自治体の役割発揮を)

国民生活を守ることを公約として政権交代を果たした民主党政権は、公約違反を重ねる中で、旧自民・公明政権の進めてきた社会保障抑制路線を全面的に復活させる「税と社会保障の一体改革」を進めることを明らかにした。その内容は、年金支給年齢の先送りと給付の削減などの年金制度改悪、外来受診時に定額負担を求めたり、一部薬剤費の保険外しなど医療費自己負担のさらなる増加、介護保険制度の適用範囲の縮小、生活保護制度に有期制を持ち込み医療費一部負担の導入など、改革とはうらはらに社会保障の軒並み改悪を進めるものであり憲法25条で定める国民生活を支える制度全体を切り下げようとするものである。その一方で消費税は10%台へ増税していこうとするのは、法人税などのさらなる減税の財源とするためのものである。増税や社会保障の改悪にストップをかけ、赤字財政を転換していくためには、膨大な内部留保を増やし続ける大企業や富裕層への適切な課税をおこなうとともに、貧困を広げている不安定雇用の是正と労働者の賃上げ、中小企業へ

の公正な取引による経営安定などで、直接税の増収などをはかることである。このことによって、経済の好循環を生み出し経済も財政も立て直す見通しが立つ。あわせてアメリカへの思いやり予算の見直しや軍事費のムダ使いの削減、一部大型公共事業の見直し、政党助成金の廃止などによって財源を生み出し、社会保障の充実をはかることにより、国民生活をおおもとから支えることが、健全な国民本位の経済発展の基盤となる。

大津市が、「住民の福祉の増進をはかる」地方自治体の精神を発揮して、市民生活破壊の新「構造改革」路線に立ち向かい、国の制度の枠組みを越えて市民生活を守るための施策を充実させることが、今後ますます重要となる。

安定した市民生活、安心できるまちづくりを実現するために、国保料の引き下げや保育所の拡充など、医療・保険や介護・福祉への住民の負担を軽減し、市民の福祉の充実をはかることは地域発展の鍵となる。地域経済の活性化でも住宅リフォーム制度や公共事業の地元発注などで地域に根ざした産業振興を進めることなど、国に追随するのではなく自治体らしい大津市政の発展を進めることが求められている。

(安心して暮らせるまちへ市民生活を支える総合行政の推進を)

大津市民の生活はひきつづき深刻な困難に直面している。市の納税義務者の年間給与所得はピーク時の1998年の平均413万円から一昨年は357万円と約56万円も減少している。生活保護世帯は11.18‰(平成22年度末)と増加をしており、生活保護基準の1.2倍までの世帯に支給される就学援助を受ける児童・生徒も約20%にのぼっている。

このような市民生活の困難を打開するために、市政が市民生活を支える総合的な戦略をもって臨むことが強く求められている。現行の生活保護制度や社会保障制度などを最大限活用することは当然のことだが、様々な事情でこれらを受けられない市民も少なくない。上下水道料金などの公共料金の減免制度の創設や各種保険制度のいっそうの減免制度の拡充をはかるとともに、税や料金などの滞納整理にあたって生活支援を部局横断的におこなう体制の整備をはかること、市として困難を抱える世帯への緊急雇用制度の創設を検討することなど、貧困対策への部局を越えた総合的な政策を確立するべきである。

まちづくりの問題については、たとえば市民の交通の確保では、建設部が所管をする特定路線への補助やバス回転場や低床バスなど交通施設への補助がおこなわれており、福祉子ども部では障害者へのタクシー・ガソリン代への補助がおこなわれている。健康保険部では志賀日赤病院への通院バスへの補助が、教育委員会では通学バスの運行、産業観光部では比良トピアへの送迎バスが運行され、環境部では地域環境整備事業としてバス運行への補助がおこなわれるなど総額2億円を超える支出がおこなわれている。もとより目的も方法も異なる事業であり、すべてを一体化することは難しいが、地域交通の戦略を立てて事業の統合を検討すれば、一般市民も利用できる公共交通網の整備をはかることにもつながる。

たとえば、かつておこなわれていたように比良トピアの送迎バスを北部集落と駅を結ぶ路線に変えて和辻駅まで運行し、低額で地域住民が利用できるようにすれば、地域の交通の確保をはかることができる。

その他にも、観光振興としての特産品開発を産学の連携、文化振興と農林水産業や商店街の活性化をつなげることや、ごみのリサイクルや再生可能エネルギーの開発を中小企業の事業拡大や地域雇用の拡大につなげることなど、部局横断的な総合行政が今ほど求められているときにはない。大津市が戦略的な取り組みを推進することを提案するものである。

〔1〕地震や災害に強い安全な大津のまちづくりを

(1)原発からの撤退・新エネルギーへの転換を政府に求めること

①原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を

大津市は原発から30数キロに位置しており、活断層の近くに立地する福井県の原発が事故を起こせば、琵琶湖の水の汚染をはじめ、住民生活に深刻な被害をもたらすこととなる。福島第一原発の事故原因が究明できていない中で、休止中の福井県の原発の再稼働をおこなわないよう国に求めること。国に対して原発からの撤退を決断するように求めるとともに、太陽光をはじめ風力、小水力、バイオマスなど再生可能なエネルギーの拡大に転換するよう求めること。大津市としても独自の自然エネルギー開発に取り組むこと。

②がれき処理の安全性を確認する

被災地のがれき処理については、住民合意のもとで方向性を出すこと。国からの調査についても住民合意が得られるまで回答すべきではないと考える。

国に対して、全体計画を示すこと、安全性の中身について、住民に説明できる内容のものを示すよう求めること。

③食料の安全確保対策の強化を

福島原発事故による食品への放射能汚染が消費者の不安となっている。国の定める暫定基準値を超える農産物は流通させないことは当然であるが、基準値を下回る農産物についても、抽出検査を本市保健所が実施するよう、検査機器の整備や検査体制の強化をおこなうこと。

食の安全へ「衛生基準」があるにもかかわらず、病原性大腸菌に汚染された牛生肉を提供し食中毒事件が起こっている。大津市としても再発防止のための対策を徹底すること。食品の産地偽装・品質の偽装、メラミンの混入、汚染米など消費者の安心を脅かす事態に対し、ひきつづき市として、食の安全を確保する検査体制の充実や改善を国に求めること。

また、違反牛肉が輸入されているアメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、BSE検査の助成の継続とともに、ミニマムアクセス米の「義務的」輸入の中止を国に求めること。

(2)市民の命と安全を守る防災・危機管理対策の充実を

①原子力防災計画策定など防災対策の充実を

市では災害の種類に応じた防災計画が策定されてきたが、原子力防災計画を早急に策定すること。避難所の確保や安全対策をさらに充実させるとともに、福祉避難所の増設・充実をはかること。また、避難所となっている学校や施設への仮設トイレ、炊事用品の整備や食料や毛布などの備蓄を進めること。

災害ごとの防災マップ・ハザードマップなどを充実させるとともに、災害種別に対応した防災訓練を充実させること。

②防災無線について

防災行政無線・同報系無線装置の整備については、設置場所の景観、騒音、費用対効果を勘案し再考すること。また公共放送による緊急事態の情報伝達、メールによる通報などの活用をはかること。

旧志賀地域での防災行政無線が通勤・通学時間帯にJR運休情報が再度活用されることとなったが、その他の必要な生活情報についても活用を検討すること。

(3)地震や災害に強いまちづくりを

①住居の安全確保へ建築確認制度の改善を

建築物の耐震基準を抜本的に引き上げること、民間の建築確認機構は非営利団体とし、自治体の委託によって確認検査をおこなうようにすること。自治体でこれらを指導・監督できる人材の確保・養成をできるよう、制度の抜本的な改善を国に求めること。

②住宅耐震診断・改修への支援強化を

毎年のように国内外で発生している大地震に、市民の耐震改修等への関心が高まっている。民間建築物の耐震化にむけて、無料診断員の派遣など耐震診断については、不十分ながら前進してきているが、耐震改修については毎年数件の補助利用にとどまっている。

建築士会や関係団体とも協議を進め、耐震補強に重点を置いた事業を推進すると同時に、個人住宅の耐震改修をおこなう際の補助制度についても使いやすい事業へと検討を進めること。

③公共施設の耐震化へさらなる取り組みを

学校施設の耐震改修に続いて幼稚園、保育園など公共施設の耐震化を進めること。

(4)火災報知器設置の推進を

①火災報知器の設置促進を

現在住宅用火災報知器の設置状況調査がおこなわれているが、火災による高齢者などの犠牲が多いことにかんがみ、設置義務化のもとでさらなる設置促進をはかるため低所得者などに対して補助制度を作るなどの対策を検討すること。

②市営住宅への火災報知器設置について

市営住宅への火災報知器設置を市の責任で進めるとともに、個人で設置した人については、定額の補助金などを支給すること。

火災報知器が義務づけられたことによって、現在市営住宅に住んでいる人が他の民間住宅に移転することになった場合、自費で設置した火災報知器を持って行っても移転先では不要となる。また、おおむね10年程度と言われる火災報知器の使用期限が来て更新することになった場合に、自費で設置した人は自費で更新することになり、公費で設置した人は公費で更新することとなる。将来にわたってこのような不合理を解消するためにも、自費でつけた人に一定の補助をおこなうなどして、住宅備品としての位置づけを明確にするべきである。

(5)市民の安全を守る消防体制の強化を

①消防力の抜本的な強化をはかること

指揮隊の設置で303人から327人へと増員されたが災害対応の強化・充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員をはかること。

有給休暇については、取得できるよう努力されているが、職員研修の時期の関係などからなかなか改善が困難である。しかし、市民の命を守る消防職員の健康管理のためには有

給休暇などがしっかりととれるように、職員配置にゆとりを持たせるなど市として検討を重ねること。

また、今年度は女性職員が5名となり、内4名は24時間体制の勤務である。女性職員に対する執務室の環境改善を早急に進めること。

②消防団、自主防災組織等への支援を強化すること

消防団の設備や被服などの更新・充実に努めること。自主防災組織、自治会等の防災用機材の補助を充実させること。

学区単位だけでなく、各自治会ごとの自主防災組織への補助実施についても検討すること。

③市町村消防の広域化に反対すること

国の「市町村の消防の広域化の推進」を受けて、滋賀県常備消防広域化検討委員会は2016年には全県一消防本部体制を提言しているが、現場の声をよく聞いてスケールメリットより地域住民の安心・安全を優先し、広域化に反対すること。

〔2〕市民のいのちと健康を守る市政の推進を

(1)格差と貧困をなくす社会保障の充実を

①申請権の保障など市民の立場に立った生活保護行政を

雇用の不安定化や給与の引き下げなどで一層格差と貧困が広がり、セーフティネットとしての生活保護制度の充実は重要性を増している。

大津市の生活保護行政は、民間団体などとも連携してホームレスの自立支援活動などに取り組み、一定の役割を果たしてきたが、保護申請時の相談の中で、「兄弟や子どもの扶養を求めること」「別れた夫の養育費を請求してから」など、本来申請後の調査で確認すべきことを理由として、申請がすぐに受け付けられないなどの状況も依然見受けられる。

また、生活保護を受給していることが悪いことのようにケースワーカーに言われるなどの苦情も寄せられている。

生活保護行政のあり方が問われているこの機会に、国がこれまで進めてきた「行き過ぎた適正化」を是正し、市民の申請権を保障した対応や被保護者の人権を尊重した対応を求めるものである。そのためにも、ケースワーカーの増員、労働条件の改善や研修体制の強化をはかること。

②生活保護制度の改善と利用者本位の運営をおこなうこと

昨年度より生活保護の母子加算は復活したが、高齢者加算なども復活するよう働きかけること。

リバースモーゲージ制度の導入とその具体化については、高齢者の生活保護を受ける権利を制限するものとならないよう、本人の意向を尊重した対応とすべきである。

また、この制度に伴うリスク、たとえば金利の上昇や地価の下落、本人の長生きなどによる売却損などについて、本人に不利益とならないよう、慎重な検討をおこなうこと。

③国による生活保護制度改悪に反対すること

「適正化」を名目に生活保護の支給期間を生涯にわたり5年間に限る有期化や医療扶助一部負担、高齢者へのケースワークを実施しないなどの生活保護改革案は、生存権を保障する唯一のセーフティネットとなっている生活保護の制度から、失業者やホームレス、高齢者を排除することになるもので、認められるものではない。国に対し問題提起するとともに、制度改悪には反対すること。

病気治療やリハビリなどで病院へ通院するための移送費は無条件で認めるべきであり、2ヶ月間立替払いをしなければならないことなどは、実情にあわせて改善すること。

④ホームレス自立支援対策の強化を

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が来年で10年の法期限を迎える。市では生活保護の適用などによる自立への取り組みが前進してきたが、法に基づく自立支援計画の策定、住所用件を保護適用の条件としないことや、一時保護のための民間住宅の借り上げなどシェルターの設置など残された課題解決のための取り組みを強化すること。

⑤貧困問題解決への本格的な取り組みを

安全で安心な地域社会を作っていくためにも、今日の貧困問題の解決は、重要な意味を持っている。

公共料金や税の滞納などに現れる多重債務者への解決を支援する庁内外のネットワークをつくることや相談窓口の設置、支援をする職員の研修など、多重債務と生活再建への支援を強化すること。

今日、所得がない人でも介護保険や国民健康保険などの賦課がおこなわれているが、これは生存権の侵害と言わなければならない。市として、「最低生活の保障に関する条例」(仮称)などを制定し、生計費に対する課税、保険料賦課などをおこなわないよう定めること。

生活福祉資金の貸付制度の周知や利用促進をはかること。

就労を希望していても困難な稼働年齢の人のために、職業訓練の場や臨時就労の場を提供できるよう、市としても検討をおこなうこと。

(2)障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を

①障がい者の権利条約を基本とした天津市の新計画推進を

政府がすすめている「障害者総合福祉法(仮称)」の制定においては、障がい者が社会の対等な一員として安心して暮らすことができるよう、利用者負担、支給決定、報酬支払い方法、「障がい」の範囲、予算増など、障がい者の方々の意見が十分に反映されるよう国に働きかけること。

天津市での新プラン推進にあたっては、障がいは誰にでも起こりうるという前提に立ち、障がいがあっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加するために平等性と公平性の確保、障がいの種別間の谷間や制度間の空白の解消、合理性を欠くような格差の是正、地域での支援体制の確立、個々の障がいとニーズが尊重される新たな支援サービスの開発、安定的な施策推進のための予算の確保を目標に推進していくこと。

②地域で生き生きと暮らせる障がい者福祉の前進を

障がい者の移動や自立した生活の保障となる移動支援事業・日中一時支援事業は、利用者のニーズが高いにもかかわらず、実施している事業所が少ないために十分な対応が出来ていない。充実に向けて、事業をおこなう事業所を増やすためにも、場所の確保や市独自のさらなる報酬単価の上乗せなどの対策をとること。

また、障がい者自立支援法や物価高で障がい者の負担が増えているなか、削減されたガソリン・タクシーチケットなどの独自施策をもとに戻すこと。

安定的な仕事確保のため、福祉施設や通所施設などへ大津市の関連事業の委託を増やすよう、全庁的に取り組むこと。昨年度の県の障がい者雇用率は法定雇用率(1.8%)を下回っている事が明らかになった。大津市としても実態を調べ、企業に雇用促進を働きかけること。

③地域で自立して生活できる障がい者支援施設の整備・充実を

施設や事業所の日額報酬による報酬切り下げが、人材確保やサービスの質の低下など深刻な影響を与えている。施設職員の非正規雇用が支援法前の40%から53%に増えたと報告されている。日額報酬をもとの月額報酬に戻し、必要な人員を正規で雇えるだけの単価アップを国に求めるとともに大津市独自での支援を検討すること。

市内3カ所の児童デイサービス施設について重度の障がいをもつ児童を受け入れることができ、市内のどの地域に住んでいても平等に療育を受けることが出来るように職員、送迎バスなどの環境整備を進めること。

緊急時にショートステイを安心して利用できるように、市独自の施策として市内3カ所の施設にベッドの確保をすること。

障がい者が地域で自立した生活を営んでいくために、障がい者グループホームやケアホームの充実は不可欠である。設置促進のために、公共用地の提供をはじめ公営住宅の利用促進など特別の手立てを講じて取り組むこと。また、重度障害者が利用できるよう必要な職員配置に対する独自補助をおこなうこと。

ホームヘルプサービス・日中一時支援の抜本的な拡充をはかること。あわせて、施設利用者の帰省中の利用などにも補助をおこなうこと。

高等部卒業後の日中活動のサービス事業所の定員がいっぱいで行き場のないことが明らかになっている。早急に大津市北部に施設整備をおこなうこと。

④精神障がい者福祉の充実を

障がい者自立支援法により身体障がい、知的障がいとともに制度的に一元化された精神障がい者に対する支援制度はまだ不十分である。

他の障がい者と同様にJR運賃や高速道路などの割引制度を適用するよう国や自治体として関係機関に働きかけること。雇用の実態把握を早急におこない、雇用の促進のための手立てをおこなうこと。

障がい程度区分の判定に実態が正しく反映されていない現状を改め、必要なサービスが受けられるよう基準を見直すなどが必要である。

真に施設・病院からの地域への移行が進むように「精神障がい者退院支援施設」を撤回し、精神障がい者の相談支援活動や住まいの確保を進めること。

これらの改善を国に求め、市として実施できる施策の検討を進めること。

(3)市民の命と健康を守る国民健康保険の運営を

①高すぎる国民健康保険料の引き下げ、市独自の減免制度の創設を

加入者の7割以上が所得200万円以下という現状のもとで、所得の1割を超えるなどの高すぎる国民健康保険料のもとで、保険料滞納世帯は増加している。

誰もが払える国民健康保険料にするために、保険料総額を収納率で割り戻したり、高額所得者の上限額設定による保険料の上乗せがおこなわれていることにかんがみて、国庫負担を80年代前半の水準にまで戻すように強力に求めること。当面、一般会計からの繰り入れによって保険料の負担軽減をはかること。

また、所得が生活保護基準の1.2倍以下の世帯を対象にするなどの合理的な基準を設けて、大津市独自の保険料の減免制度を創設すること。

70歳から74歳の高齢者の医療費窓口2割負担を撤回するよう国に働きかけること。

②保険証の取り上げをやめ、短期証も郵送交付を

健康に暮らす権利は基本的人権であり、最低生活費を削り込むような保険料賦課は本来人権侵害であり、その上滞納を理由として医療からも排除する保険証の取り上げは二重の意味での人権侵害と言わなければならない。

資格証の発行をやめ、短期証についても高島市などでおこなっているように郵送交付をおこなうこと。

③安心して医療を受けられるよう窓口負担の減免を

医療費の一部負担ができないことによって、医療を受ける権利を制限することがあってはならない。

国が医療費窓口負担の軽減をおこなうことになったが、入院だけでなく通院についても国民健康保険法第44条に明記されている窓口減免を実施すること。

申請用紙を各医療機関に配置し、広報等で周知徹底をはかること。

④国民健康保険制度の広域化を中止すること

政府や国が進めようとする国民健康保険の広域化は各自治体を実施している保険料の独自軽減などの制度が廃止されて、保険料の引き上げにつながるものが指摘されている。あわせて、自治体としてのきめ細かい制度運営や相談活動が困難になり、将来的には、都道府県間で医療費の削減競争があおられることにもなる。国民健康保険の広域化に反対すること。

⑤後期高齢者医療制度の廃止、制度の改善を

高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。当面は高齢者の負担を増やさないよう国・県・市で連携して必要な手立てを講じること。

特に低所得者に対しては、保険料の減免措置を設け、払えない被保険者に対する保険証の取り上げはおこなわないこと。短期保険証交付者に対して、本来の保険証の交付をおこなうこと。

後期高齢者の特定健診については、市独自の健診項目を追加するとともに、希望者には人間ドックの補助を実施すること。

保険者ごとに医療費の削減を競わせる特定健診・特定保健指導制度は、自治体住民を対

象とする健診制度の枠を崩し、住民の健康保持に責任を持つ自治体の取り組みを困難にしている。当面、国保や後期高齢者を対象とする特定健診の中で、従来の眼底検査などもあわせて実施し、総合的な保健事業として受診率を引き上げ、早期発見・早期治療による効果を上げるよう取り組みを強めること。

(4) 社会で支える介護へ—介護保険制度の改善を

① 必要とする人に必要な介護の保障を

社会保障審議会の介護保険部会において2012年度からの介護保険の見直しのとりまとめが公表されたが、要支援高齢者の利用料を2倍に引き上げたり、家屋などを持つ低所得高齢者の施設入所者の負担増、一定所得以上のものの利用料負担増、要介護1、2の施設入所者の負担増、ケアプラン作成の有料化、相部屋入所者の費用負担の増加などの利用者負担増がおこなわれようとしている。また、訪問介護の生活支援の基本時間を45分に削減することなど、負担増と給付削減を進めるものとなっている。

利用者に必要な介護を抑制するこのような負担増や切り下げをおこなわないよう国に求めるとともに、必要な人に必要な介護を保障するための大津市としての独自対策についても検討するべきである。

介護処遇改善交付金制度については、介護報酬の中に位置づけるとの方向が打ち出されているが、保険料の負担増とならないよう、国庫負担を明確にして継続するよう国に求めること。

② 介護保険料・利用料の負担軽減を

高すぎる介護保険料の負担が払いきれない高齢者が増えているが、生活費への賦課はそもそも生存権を侵害するものであり、住民税非課税者は免除するなどの措置が必要である。

また、利用料負担が重すぎるために、利用をためらう人も多い。安心して介護サービスを利用できるよう利用料についても生活実態に応じた減免制度を創設すること。また、介護保険で上限を超えた人についても、必要な人については市独自の補助制度をつくるなど対応を検討すること。

ホテルコストを保険給付対象に戻すよう国に求めるとともに、市としての独自の支援をおこなうこと。

高齢者小規模住宅改造経費補助事業について、住民税非課税世帯などについては、全額補助にするなど負担の軽減をはかること。

③ 暮らしを支えるすこやか相談所・あんしん長寿相談所の充実を

市内7カ所のあんしん長寿相談所は、高齢者を地域で支える重要な役割を果たしており、ひきつづき直営で運営をおこなうこと。

また、現在のチーム数では多様な相談活動などをおこなったり、介護予防プランの作成などで多忙を極めており、あんしん長寿相談所の充実が大きな課題となっている。相談所の増設と、支援チームを大幅に増やすこと。

④ 特別養護老人ホームなど介護基盤の整備を進めること

特別養護老人ホームの待機者はすでに1200人を超えており、公的保険制度を掲げながら、必要な施設介護などが利用できない現状は一刻も早く改める必要がある。施設整備交付金

の改悪などの問題はあるが、特別養護老人ホーム・小規模多機能施設などの介護基盤の整備を推進すること。

⑤介護保険利用者の「障がい者控除認定書」周知・申請の改善を

高齢者の収入は増えていないのに、税や介護保険料が引き上げられるという問題が起きている。

このような税負担を少しでも軽くすることができるのが障がい者控除を受けるための認定書の発行である。

大津市による要介護認定者に対する「障がい者控除認定書」の発行件数は、その対象者の3%にも満たない状況である。要介護者と家族への周知徹底をはかり、各支所や介護事業所などに申請書を置いたり、介護認定時や介護保険料通知時に同封することなど、利用しやすい制度とすること。

(5)地域での福祉・保健医療制度の充実を

①健康・福祉・医療を一体的に取り組む保健所の運営を

市民の命と健康を守るために、中核市となり健診や予防衛生・医療について保健所を核に一体的に取り組む体制ができることは、大きなメリットである。

感染症など危機発生時には保健所が核となり、関係機関のコーディネーターとしての役割を果たすことになるが、情報の伝達や共有方法など関係機関の協力を得て体制整備をはかること。

②予防医療の充実を

健診事業や各種ガン検診などのいっそうの受診率向上をはかるとともに、情報の共有を進めて、地域保健体制の整備をはかること。

また、精神障がい者の保健・医療・福祉の連携をおこない、施策の前進をはかること。

また、今日問題となっている食品衛生の面でも、市民の要望にこたえられるよう必要な検査の実施や事業所への適切な指導がおこなえるよう体制を整えること。

③動物保護管理センターを中心に動物愛護の推進を

動物保護管理センターでは、ペットの飼育方法やマナーなどの啓発を中心として、動物の生存率を高めることを目的にその役割を果たせるよう体制を整備すること。

また、他都市で実施しているように、猿害対策として犬の訓練などをおこない要望のある地域に配置するなど、活用の方策についても担当部局などと連携して取り組むこと。

④高齢者無料パス制度の創設を

高齢者が生き生きと生活できるよう応援し、健康を増進するだけでなく、公共交通の活性化、公共施設利用の促進など総合的な効果をもたらすものとして検討をおこなうこと。

近畿の県庁所在都市のほとんどが実施している高齢者の無料パス制度の創設に向けた検討をおこなうこと。

(6)誰もが安心して受けられる地域医療の充実を一市民病院

①医療制度改悪に反対すること

今日公立病院の約7割が赤字経営とされているのは、地域の中で不採算医療を担い、住民のいのちと健康を支えているためであり、医療費の連続的な削減で診療報酬を切り下げるなどしてきた国の施策によるものである。

市として医療費抑制や医療制度の改悪に反対し、国民皆保険制度の維持、混合診療の規制など、市民が安心できる医療の確保へ国に働きかけるよう求めるものである。

②公的病院として市の独自の支援強化を

市民の理解と納得の上で一般会計からの繰り入れを増額して公的病院としての経営を守ること、また国に対しては補助金の増額を強く求めること。

経営健全化プランでは、基準看護体制の見直しによる報酬の確保や先進機器の導入による医療の質の向上などの工夫も計画されているが、これらの機能強化のための費用についても、一定の繰り入れをおこなって、病院機能の向上をはかること。

③患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを

赤字解消の一環として、患者負担をこれ以上増やさないこと。

医療費の自己負担の増大が健康に不安を抱える市民にとりわけ大きな痛みとなっている。治療方針としての個室料の徴収はしないことを徹底すること。

整形などで使用する補装具などについても、一時的に使用するものについては、レンタル制度を導入するなど、負担軽減のための改善をはかること。

入院の短期化や他の地域医療機関や介護との連携、福祉的ニーズを伴う患者への対応など地域医療連携室が果たすべき役割は大きい。機能を十分果たすために、庁内関係課との連携を強め、ソーシャルワーカー（MSW）の増員や研修・体制強化をはかること。

市民からの要望の強い小児科診療体制の充実や女性外来、入院助産の設置など診療体制の充実をはかること。

④地域医療の充実へ取り組みの強化を

地域医療支援病院として、地域で必要な医療の確保と充実をはかるために、地域の医療機関との連携の強化に向けて、情報交換や研修をはじめとした取り組みをいっそう強化すること。

⑤医師不足・看護師不足の解消へ条件整備を

医師・看護師不足は社会問題として深刻化しているが、マンパワーの確保は、病院経営の改善のためにも重要な課題となっている。過重負担となっている長時間勤務の診療科の医師増員をはかり、患者の医療要求にこたえること。

また看護師の養成や働き続けることができるように、市民病院の看護学校での修学資金の貸付制度を復活することや、院内保育所充実など積極的な対策を進めること。

医療事故根絶のために、多忙化の解消をはかり、研修制度の充実などをはかること。

また、医療事故の原因を客観的に究明する第三者機関の設置、幅広い医療事故に対応する無過失補償制度の創設を国に求めること。

〔3〕 健やかな子どもをはぐくむ子育て支援と教育の充実を

(1) 安心して子育てができるまちづくりを

① 大津市青少年育成プラン（子ども・若者計画）の充実を

今日、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、いじめ、不登校、ひきこもりなど支援の必要な青少年が増加している。また、フリーター、ニートと呼ばれる若者の数が増え、社会的自立の遅れなど憂慮すべき状況が見られる。

大津市は「大津市青少年育成プラン（2003年策定）」に基づき、青少年の健全育成に努めてきたがこのプラン期間が、2012年度で10年となることから、新たな青少年育成プランを策定する計画である。こうした中、2010年4月1日に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、次期大津市青少年育成プランはこの法に基づき、子ども・若者育成支援についての計画を作成することとなる。

次期プラン作成に当たっては、青少年の生活実態を把握し、子ども・若者育成支援施策に谷間が出来ないように包括的な枠組みを整備すること。現実には短期間での課題解決は難しく、長期の支援が必要になると思われる。関係機関が連携を密に取り、目標に向けて支援がおこなえる体制を大津市が責任を持って進めること。

計画されている皇子が丘公園内のニュースポーツ施設の整備を促進すること。

② 子どもの医療費無料化の拡充を

依然として厳しい経済情勢が続く中、子育て世帯の子育てにかかる負担は年々大きくなっている。子どもの医療費無料化・助成について小学校3年生まで拡大されたことは積極的な意義を持つものであり、ひきつづき中学校卒業までをめざして、対象年齢の引き上げをはかること。

また、全国の自治体での取り組みが広がっていることから、国の施策として子どもの医療費無料化を実施するよう強く要望するとともに、福祉医療を理由とした国庫負担の減額（ペナルティ）をおこなわないよう求めること。

③ 母子保健の充実を

今年度、経済対策として安心して出産できるように妊産婦健診補助券が拡充されたが、継続して実施できるよう国と連携して取り組みを進めること。

県下の周産期・新生児の死亡率が依然として高率となっており、公的病院や医療機関のネットワークを強めて、周産期医療、新生児・乳児医療の充実をはかること。

小児用肺炎球菌、ヒブワクチンや子宮頸がん予防ワクチンの公費助成を継続するとともに早期に法定化するよう国に強く求めること。

またポリオワクチン接種についても早急に不活化ワクチンの供給をはじめるとともに、定期接種化を国に求めること。

④ 保育園の計画的整備で保育所待機児童解消を

大津市では、毎年保育園定数を拡大しているにもかかわらず、依然として多数の待機児童が発生している。市内の人口流入状況、開発計画など関係課の情報も共有しながら計画的に保育園を整備すること。

とりわけ東部地域での公立保育園の建設を進めるとともに、特に不足している地域での

保育所整備を計画的に進め、すし詰め保育、待機児童の解消に強力に取り組むこと。

公民格差の是正をはかり、民間保育園の運営を支援するため、大津市独自の補助金も含めて民間保育園への補助制度を堅持すること。

⑤ 公的保育を堅持し、保育条件の整備を

政府が検討している「子ども・子育て新システム」は、利用者負担のあり方をはじめとする課題を残す一方、国と自治体が保育サービスを提供する義務を負う公的保育制度を解体し、保育に欠ける子どもが必要な保育を受けられなくなるおそれがある。

またナショナルミニマムとしての最低基準を実質的に廃止し、法的拘束力のないガイドラインで基準を示し、実施主体である市町村が「地域の実情に応じた給付を設計」するとしており、その水準が最低基準を下回ることも予想される。子どもの生存を保障するための最低限の基準こそを改善すべきである。

保育の市場化、営利企業の参入などを進め、公費の大幅増額なしに安上がりで保育サービスの供給量の増大をはかるねらいの「子ども・子育て新システム」の導入ではなく、現行保育制度をさらに充実させることや保育園の整備に対する財政支援を国に求めること。

大津市として待機児童解消のため、「次世代育成支援行動計画」の目標を見直し、保育園整備計画を策定すること。

所得が伸びない若い世代にとって、保育料負担は深刻な問題となっている。子育て世帯の経済的負担を軽減するために、保育料を引き下げること。また、保育料を条例に位置づけるとともに、急激な所得低下などに対応した保育料の減免などをおこなうこと。

⑥ 児童クラブとしての役割が果たせる施設、保育条件の整備を

国の放課後児童クラブガイドラインに基づいて、71人以上の大規模児童クラブについては、分離が進められている施設についても手洗い・トイレ等生活に必要な設備が整った施設とすること。職員用の休息スペース、鍵付きロッカーの整備を進めること。ひきつづき狭隘化、老朽化が進む施設や男女共用のトイレなど、計画的な施設の整備・改修をおこなうこと。

指導員の給与は生活できるものにはなっていない。労働条件の改善は急務であり、指導員が安定的身分で、安心して働き続けられるよう専門職としての賃金・退職金について検討を進めること。また、公営化から10年が経過した今日、在職者の雇用を守りながら児童クラブ職員についても正規職員化を進めるべきである。

⑦ ひとり親家庭の生活支援の強化を

安心して生活が営めるよう、公営住宅への入居など生活基盤としての住居の確保に対する支援策を講じること。

母子家庭、父子家庭のようにひとり親で子育てしている家庭では、経済的負担に加えて精神的な負担が大きい。相談内容が多様化・深刻化しており、緊急対応を求められることもある。個々の事例にきめ細やかに対応するために、児童家庭相談員の労働条件の改善をはかり、支援体制を強化すること。

ひとり親家庭にとって児童扶養手当は経済的軽減をはかる重要な制度である。就労や社会保障などの支援を受けてもなお厳しい生活を余儀なくされているひとり親家庭を支えるために、児童扶養手当の削減や支給水準を引き下げないよう国に求めること。

DV被害の根絶へ啓発を進めるとともに、関係機関との連携や民間シェルターへの支援をはかるなど対策を充実すること。

⑧児童虐待や育児ノイローゼなどを解消する支援ネットワークの充実を

全国で子どもをめぐる痛ましい事件が後を絶たず、子育ての孤立感などによるノイローゼや育児放棄・児童虐待などが依然深刻な問題となっている。相談や通報などの個々の事案に速やかな対応ができるように児童家庭相談員のさらなる増員をはかるとともに、労働条件の改善、正規職員化をはかること。

児童虐待をおこなう親に対する啓発を強化し、回復支援プログラムなどを実施するとともに、子育ての苦労や不安を解消するために自主的な「子育てサークル」などの市民の取り組みに対して、積極的に支援をおこなうこと。

⑨児童館の計画的な充実、中高生の居場所づくりを

競争社会の中で子ども同士の関係が希薄になっている中、子どもが異年齢での遊びや活動を通して豊かな心と体が育まれるよう、児童館を計画的に建設すること。

とりわけ、次世代育成支援行動計画（前期）で位置づけられた東部地域での児童館建設を具体化すること。

(2)子どもの人権を保障する教育の推進を

①子どもの人権を尊重する教育を

学校でのいじめを原因として市内の中学生が自宅マンションから飛び降りたとされる事故が発生したが、この事件から徹底的に教訓を引き出して再発防止に当たることが求められている。子どもたちを取り巻く状況はきわめて深刻になっている。貧困の広がりや競争教育のもとで、子どもたちが大きなストレスを抱え、いじめという形で発散したり、不登校に陥るなど現在のゆがんだ社会や教育制度が、子どもたちを追いつめている。

これに対して、管理教育のやり方で、「いじめてはだめ」「いじめたものは厳罰を」という形で上から押さえつけても、事態はいっそう悪化するばかりである。

一人一人の人権を大切にす民主的な道徳をはぐくみながら、教師と子どもの人間的な信頼関係を形成しこれを通じて働きかけること、子どもたち自身がいじめを克服していく力を獲得していくことなど、教育の条理に沿った解決のための取り組みが何よりも大切にされなければならない。

また、新年度から中学校の新学習指導要領が完全実施され、年間標準授業時間は980時間から1015時間と大幅に増え、多くの教職員からさらなる多忙化と、生徒の学力格差の拡大や、疲れの増加などの心配の声が寄せられている。

そのためにも、補助指導教員の配置や少人数学級の推進、養護教諭の複数配置、カウンセラーやスーパーバイザーの配置など、教育現場が必要とする条件整備をおこなうこと。また、不登校児童の受け皿などの整備を進めること。

②全国学力・学習状況調査への不参加を

4回目を迎える今年の「学力テスト」の実施方法は昨年と同じ、30%の抽出形式でおこなわれたが、この間の分析結果は、毎年さほど変わらず、生活調査と学力の関わり分析でも、家庭学習の量や読書の時間が学習に比例するなど、日々子どもたちと接している教職

員ならだれでも実感していることである。

今日、貧困と格差の広がり、労働者の雇用と生活を直撃し、子どもたちの生活にも影響を与えており、すべての子どもたちにたしかな学力を保障する観点からどのように対処するのか、政治、とりわけ教育行政のあり方が問われている。

さらに、東日本大震災の影響で、今なお多くの子ども達が、身体的にも精神的にも困難なまま生活を続けている。

2012年度からは小学校で「理科」を増やす予定もされているが、大津市として、不参加を表明し、全国一斉学力テストのための35億円を、東日本大震災の被災者救援や、子どもたちの学力の定着のための、教育条件の整備に振り替えるよう国に働きかけること。

③少人数学級の推進を

国は公立小学校1年生の1クラスあたりの上限人数を40人から35人に引き下げる義務教育標準法を改正させ、合わせて、上限人数にとらわれすぎず、地域の実情に応じて学級の人数を柔軟に編成できるようにも改正した。

このような制度を活かして、これまで県が取り組んできた35人学級への取り組みを後退させることなく、更に積極的に30人学級への取り組み・複数担任制を進めるなど教育条件の改善を、国・県に対し求めること。

④教育の国家統制に反対し、民主主義を守る教育を

教育基本法やそれに続く教育三法の改悪など、国が教育目標を示し、地方教育行政の自主性が弱められるなどの統制が強められようとしているが、教育の原理、教育の基本はあくまでも現行の憲法にある。一人一人の人権と教育・研究の自由、思想・良心の自由を尊重した教育の推進が必要である。

教職員や児童・生徒の内心の自由を踏みにじり、教育現場を国家統制の道具とする「日の丸・君が代」の押しつけも大きな問題になっている。

大津市として、このような強制をおこなわないこと。

⑤特別支援教育の充実をはかること

軽度発達障がいを含め、どの子どもにもていねいな教育ができるよう支援をおこなうこと。緊急雇用による特別支援員の増員など、制度が終了しても継続を国・県に要望すること。

医療的ケアの必要な子どもについては看護師の配置をおこない、親の介助が当たり前となっている現実を見直し、自治体として教育を受ける権利をしっかりと保障すること。

⑥幼稚園教育の充実を

少子化や地域交流の希薄化などの問題にあわせ、低年齢児からの集団生活を望む声が高まっている。こうした現状から、幼稚園の3年保育が広がっている。

合併前に幼稚園を統合した旧志賀地域では、2009年度からの3年保育の廃止により、これまでになかった保育園の待機児童がうまれており、早急に3年保育に戻し、全市的な実施の計画を持つこと。

(3)行き届いた教育を保障する教育条件の整備を

①学校給食の充実、自校方式の中学校給食実現を

子どもの心身ともに健康な発達にかかわって、食生活・栄養の偏りなどの「食の乱れ」を改善するなど食育の重要性が注目されている。給食の教育的意義に基づき、子どもの健やかな発達と「食育」という観点から、また災害時の避難所となることから自校方式の中学校給食を早期に実施すること。

②保護者負担の軽減と就学援助費の充実を

所得格差が広がり、保護者の所得・生活水準により、子どもの教育水準に格差が生まれている。「義務教育は無償」の原則をふまえ、学級費・PTA会費などの保護者負担の軽減をはかること。

国の就学援助費への負担が削減されてきているが、児童生徒の生活実態をふまえて、どの子ども教育を受ける権利を保障されるよう市独自でも就学援助費の充実をはかること。

志賀中学校の対象生徒へ給食の「就学援助費」の支給をおこなうこと。

③通学補助の全額支給や通園バスの存続を

教育の機会均等の理念から、交通機関を利用しなければ通学できない小・中学校の児童生徒の通学費補助については、全額補助をおこなうこと。

また、通学の安全確保のために、必要に応じて自転車道の整備をおこなって、自転車通学を認めるなど柔軟に対応すること。

④学校用務員は正規職員の配置を

子どもたちの学校生活を側面的に支え、安全・安心の環境を整備する職務は学校運営に直接関わることから、一部業務を請け負う委託でなく、正規職員を配置すること。

⑤ALTの直接雇用へ改善をはかること

ALTの契約形態は業務委託によるものであったため、今年度から派遣契約に変更され、担任とALTとが事前に授業の進め方を確認するなど、偽装請負の状況は改善され共同授業が可能となった。さらに子どもとの人間関係を築きながら教育を進められるようにするなど直接雇用を検討すること。

⑥大津市南部に養護学校の建設をするよう県に要望すること

草津養護学校では子どもたちが長距離通学を余儀なくされたり、特別教室をつぶして教室にするなど豊かな教育とはいえない実情がある。

行き届いた教育を進めるためにも大津市南部への特別支援学校の新設を県に働きかけること。また、高等部卒業後の進路として特別支援教育・専攻科についても設置を県に要望すること。

⑦高校統廃合の中止、通学区域の見直しを

県教育委員会は2014年度からの実施に向け、高校統廃合原案を明らかにした。市内の高校では学科が統合されるなどの問題があるが、他地域の高校が統廃合の対象であっても大津市への生徒の集中など地域の子どもの大きな影響が考えられる。今後10年間生徒数は変

わらないと考えられることから、統廃合計画を中止するよう求めること。

2006年度入学から県教育委員会は高校通学区域を廃止した。大津の高校に県全域から希望者が集中し、大津の子どもたちが地元の高校へ行けなくなったり、学校の序列化・教育格差に拍車をかけることとなっている。

子どもたちや中学校での教科指導・進路指導などへの影響を調査し、改善の課題を明らかにするとともに通学区の復活を県に働きかけること。

⑧学校選択制の検証と見直しを

大規模校の解消として導入された学校選択制だが、むしろ大規模校はさらに大規模になり、一部の学校では、他学区からの生徒が1クラス分を超えていたり、教室が足りない状況が生まれている。

地域のつながりや子育てなどの面からも、通学区審議会を開き、学校選択制の検証と見直しをおこなうこと。

⑨学校施設・設備の整備促進を

来年度で市内すべての小・中学校の体育館、校舎の耐震化が終了するが、このような集中した取り組みは安全な学校づくりとして積極的に評価できる。しかしこれらの校舎のなかには老朽化による異臭を放つトイレや雨漏り、壁のはがれ、廊下や床のきしみ、水回りの不具合など修繕を必要とする箇所も多い。

ひきつづき子どもたちが安心・安全の学校生活を送ることができるよう、国・県に予算措置を求めるとともに市としても必要な予算を確保すること。

また、猛暑対策として市内、全ての教室に扇風機が設置されたが、地球温暖化の中で今後ますます暑さが厳しくなることが予想される。教室へのクーラーの設置について計画的に推進すること。

⑩学校の安全対策の充実を

子どもたちが被害に遭う事件が依然後を絶たず、登下校時の不審者の出現など、子どもや保護者の不安は深刻である。市内の各地域でボランティアやPTAなどの見守り活動も展開されているが、一層の安全対策が求められている。

今年度はシルバー人材センターへの委託により警備がおこなわれ、2012年度からは監視カメラの設置で人的な監視をなくすことが予定されているが、安全対策を充実させる意味でこれまで同様に学校警備員の全小学校への配置をめざすこと。

また、通学路の安全対策のために、各学校ごとの改善箇所を明らかにして、年次的に取り組みを進めること。

⑪計画的にマンモス校の解消を

平野や青山、堅田地域など人口急増に伴うマンモス校の解消は、いまだなお大きな課題となっている。特別教室の共用やプール・グラウンド使用の過密化など、子どもたちの教育条件においても大きな影響を及ぼしている。

今後も開発等により、さらに児童・生徒の増加が予想される地域もあり、子どもたちの教育条件の整備の観点から、必要に応じて分離新設・増設の計画をたてること。また、増築にあたっては、水回り設備など学校生活に必要な設備を整えること。

瀬田地域にあっては、児童・生徒の増加状況から学校の新設に向けた具体的検討をおこなうこと。

少人数学級の取り組みがスムーズに導入できるよう、必要な教室数を確保できるよう計画的に整備すること。

⑫学校図書館の充実を

ひきつづき学校図書館の充実に努めるとともに、各校に専任の学校司書を計画的に配置すること。

子どもたちの読書活動が有効におこなわれるように支援を強めることや、地域・PTAなどの読書ボランティアの活用、図書館の書架・机・照明などの読書環境の整備を計画的におこなうこと。

(4)公民館などの社会教育施設整備と利用促進を

①公民館等の施設整備と利用について

公民館は学校施設同様、災害時の市民の避難場所となっている。老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理をおこなうこと。

「利用するものとしめないものとの公平」「受益者負担の適正化」などと称して、公民館、体育館、文化施設などの使用料を徴収あるいは、引き上げる動きが進んでいる。「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化をはかり、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことが社会教育施設の目的であり、ひいては地域社会の豊かさを形成する社会的な資産となるものである。その使用については原則無償とし、自主的なサークル活動や市民活動を保障すること。

②図書館の計画的な増設と図書館活動の充実を

大津市では、かつて図書館協議会が市内8館構想を策定したが、県都大津として時代にふさわしい図書館の整備・建設計画の策定に取り組むこと。特に市内中北部、中南部、南部への設置計画を具体化すること。

また図書・資料の充実、普及、啓発のために、司書資格を持った図書館長の任命、司書職員の比率を高め、図書館行政の向上をはかること。あわせて、文部科学省の図書館法に基づき、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう図書館協議会を設置すること。

大津市の図書館行政の現状は、図書購入費や蔵書数、貸し出し冊数などで比較しても県下他都市と比べて遅れた水準となっている。

市立図書館の利用促進をはかるために書庫の増設、自転車・自動車駐車場の増設、蔵書の拡大に取り組み、現在、北・南図書館で走らせている巡回車をさらに充実させること。

③市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること

近江大津宮跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。史跡は、歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある。保存状況を総点検し、適切な対策をおこなうとともに情報を市民にも提供し、保存に努めること。

国・県の補助金の削減などにより、文化財などの維持・補修が困難になる事例も見受けられる。予算確保への積極的な取り組みをおこなうこと。

④歴史博物館・市民会館・伝統芸能館など文化芸術施設の利用促進・企画の普及を
文化芸術や歴史に親しむことのできる施設が多数整備されてきたが、必ずしも利用状況が良いとはいえない。

市民参加で企画作りを進めるなど、利用促進をはかるとともに、指定管理者制度についても見直しをおこなうこと。

⑤健康で生き生きと暮らせる市民スポーツ振興を

地域の人口や、クラブなどの団体数などにより、体育施設・グラウンドの利用状況に差が生じている。

今年、国が策定したスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」と明記された。

市民の誰もが気軽にスポーツに取り組むことができるように、体育施設・グラウンドなどの施設管理の一元化をはかり、利用者の利便性をはかるなど条件整備を進めること。

〔４〕市民生活を支える地域経済の活性化を

(1)地域の雇用を守る取り組みを強化すること

①解雇・リストラの規制で地域の雇用を守ること

厳しい経済状況が続くなか、解雇・リストラにより離職を余儀なくされた非正規労働者などの急激な増加に加え、失業期間の長期化が大きな社会問題となっており、その解決が求められている。市内の非正規雇用労働者や失業者の実態を把握し、国や関係機関とともに、資力のある大企業などが非正規雇用の確保をはかるよう申し入れること。

また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金やふるさと雇用再生特別交付金の拡充を求めるとともに、津市独自の雇用対策を進めること。特に、非正規雇用率が高い若者・女性労働者の正規雇用への転換や、再就職の難しい40歳以上の失業者などの雇用確保など、重点的におこなうこと。

②人間らしい暮らしを保障する働き方を

ILO（国際労働機関）が21世紀の世界的目標に掲げた「すべての労働者にディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を」を実現するためにも、正規雇用が当たり前の社会実現のためにも、実効性ある労働者派遣法へ改正すること、また、正規・非正規に関わりなく同一労働・同一賃金を保障し、中小企業への対策を進めながら、時給1000円以上の最低賃金の実現をすることを国に求めること。

③学生の就職活動への支援を

大学生の就職率は91.0%と、「超氷河期」といわれた前年度よりも0.8ポイント減少となった（厚生労働省2011年7月1日）。2010年11月、大学・政府・企業の関係者が一堂に会し「大学教育と職業との接続を考える」公開シンポジウムが開かれた。ひきつづき加熱した就職活動を是正し、学業の保障と学生の人権を守るため、大学・経済界・政府の連携による就職活動のルールづくりを国に求めること。

地元での就職を希望する学生を支援するためにも、地元事業者へ新規採用の確保と非正

規から正規への雇用の転換を働きかけること。正規雇用をおこなう企業に対して一定期間補助をおこなうなど、緊急の対策などを講じることも検討すること。また、『学生就職面接会inおおつ』への参加事業所の拡大・内定率の向上のため、地元中小企業の魅力をPRし、学生には働くために必要な労働法制や社会保障等の知識を習得する講演をおこなうなど、企業と学生のマッチングをはかっていくこと。

④シルバー人材センターの事業への支援を

シルバー人材センターへの仕事の減少傾向が続いている。高齢者の生きがい、生活支援として果たしている役割の重要性から、仕事の確保や技能習得への支援など、公的に一層の支援策を講ずること。また、仕事配分の実態などを把握し、不平等がないよう助言や支援をおこなうこと。

⑤労働知識習得も含めた移動労働相談を

労働者側が労働基準法・労働者保護の諸制度を知らないために、続く不況の折「解雇」「賃金カット」が横行している。移動労働相談事業では、国や県と連携し、違法に労働条件を引き下げようとする事業者側へは指導をするとともに、労働者に労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）、社会保障（年金・医療保険・失業保障・労災保険）制度などを知らせ、諸制度を知らないことによる解雇・労働条件の低下をなくしていくこと。

(2)雇用や地域経済振興に役立つ事業者支援を

①雇用・地域経済活性化につながる施策を

企業立地促進条例に基づく、資力のある大企業に対する工場建設などの補助制度は、誘致企業の経営が厳しくなれば人減らしがおこなわれており、建物の除去や建て替えなどについての規定もない。また立地・撤退サイクルの短縮化・国際化（産業空洞化）が進む中でリスクが大きい。大企業が潤えば、周辺産業・地域も潤すという考え方「トリクルダウン理論」は全国で多くの失敗事例がある。このような大企業への補助制度は中止し、新規の正規雇用を拡大した中小企業や労働者への補助制度など、雇用や地域経済に配慮した促進策へと切り替えを求める。

②中小企業振興条例の制定と住宅リフォーム制度等の充実を

地域経済の主役となっている中小企業振興の理念と施策の柱を明らかにした中小企業振興条例を制定して、中小企業の実態調査をはじめ、経営に立ち入った技術指導や経営指導をおこなう体制を整えること。

全国439自治体で採用（2010年3月31日現在）されている小規模修繕契約希望者登録制度を制定し、中小零細建設業者などの受注機会の拡大をはかること。

住宅リフォーム助成制度は、全国330自治体（2011年4月1日現在）にまで広がってきている。大津市では2011年度は、申込期間内に95人の市民が利用し、800万円の予算を使い切った。2010年度は、予算額に対しおよそ40倍の経済波及効果を生み出している。このように地域経済に大きな効果をもたらすことから、彦根市や近江八幡市のように予算を大幅に増額して、年間を通じて受付をおこなえるようにすること。また、同制度の位置づけを、緊急経済対策としてではなく、経済対策の中心政策として恒常的に実施すること。

③小口簡易融資制度の充実と改善をはかること

経済社会の停滞が続くなか、中小業者への融資を増やすように金融機関への規制・指導をひきつづきおこなうよう政府に求めること。

中小企業への資金繰り対策としての小口簡易融資制度は、融資の利子（0.8%）補給制度の延長を、2012年3月31日までとされるなど、緊急措置もはかられているが、ひきつづき使いやすいものとするため、据え置き期間の延長や、返済猶予・期間の延長をはかるなど今日の経済情勢を踏まえた柔軟な対応をおこなうこと。提出書類の簡素化をはかること。

④商店街及び空き店舗対策への支援強化を

商店街は、自宅や職場が近い住民などに利用され、地域のコミュニティを形成する場として、またその街の顔となって観光客らを迎え、地域が活性化するための重要な役割をもつ社会的資源である。近年の課題は、利用者のライフスタイルの変化・大型店出店の影響を受け、来街者数が減少し、活気がなくなり空き店舗が増加していることである。既存の個店は専門性を活かし、不足している業種を空き店舗に誘致するなど、店舗の連携を支援しながら住民参加の活性化策を進めること。地域の特色を持った町並みを保存・活用し、町並み全体が観光地となるように、振興策への助成を検討すること。

⑤大型店出店に地域貢献や商業調整などの規制を

「商業調整にならない制度とする」と定めている大店立地法・第13条を廃止し、2006年改正された「まちづくり3法」を抜本的に強化し、郊外への大規模集客施設の出店を原則禁止するよう国に求めること。

大型店の進出と退出、営業時間などについて、「地域経済振興条例」などの条例をつくらせて規制すること。大型店に、地域貢献など社会的責任を果たさせるための協定を結ぶなどの措置をとること。

⑥地域資源を生かし地域産業を活性化する観光振興を

観光交流基本計画やアクションプランに基づく振興策を進める上でも、地域特産品をつくり出す1次産業、それを加工する2次産業、販売する3次産業をつなぐ連携に市や市観光協会などが一定の役割を果たすべきである。地域観光協会と市観光協会との関係を密にして、総括的役割を果たせるように事業の見直しをはかること。

(3) T P P 参加を中止し、食料主権を保障する貿易ルールの確立を

①農林水産業を壊し、食料自給率を大幅に低下させる T P P 参加中止を

関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化する T P P に参加すれば、日本の米の自給率は1割以下となり、食料自給率は現在の39%から13%に落ちると試算されている。今でさえ日本の農産物の関税率は11.7%とアメリカに次いで世界で2番目に低くなっており、外国産の安い農産物の流通が国内の農林水産業を疲弊させている。日本の農業を守り、食料自給率を向上させるためには、農産物の価格保障と、農家の所得補償、担い手の育成、輸入自由化の停止などの総合的な支援策が不可欠である。T P P への参加を中止し、「食料主権」を保障する貿易ルールの確立するよう大津市としても国に働きかけること。

②農業労働者所得の引き上げを国へ求め、農業の継承者づくりを

農業の継承者づくりを進めるためには、農業労働者の所得を引き上げることが必要である。農業従事者の所得は、1995年から2007年のうちに、一戸あたりの農業所得は63万円から36万円へと大幅に減少している。国や県の一般予算に対する農林予算の占める割合は減少し続け、2010年度は5%に満たなかった。大津市では1%を切っている。後継者づくりには、農産物の価格保障や農家の所得補償をおこなうことが必要である。農林予算の増額をおこない、国や県に対しても増額を求めるべきである。

③農業委員など政策決定過程における女性参画の推進を

今年度、農業委員のうち女性は全体の14.7%（34人中5人）にすぎない。議会の推薦などで選ばれる選任農業委員などに女性の積極的な選出をはかり、当面、男女共同参画計画がしめす30%の早期実現のため、市としても支援すべきである。また、農業女性の働く環境の整備、母性保護の充実、子育て支援のための取り組みの強化・充実を求める。

④地産地消や都市緑地に供する農地課税の負担軽減を

地産地消や都市緑地などの公共的な利用に供する農地に対する課税を軽減すること。

また、地域特産物の振興策を充実させるとともに、市民農園・体験農園等の拡大、直売・交流施設の整備などをはかること。

⑤地元材の利用に助成制度を

地元の森林資源の有効活用をはかるために、県が実施している県内産の木材の利用促進補助に加えて、大津市独自でも地元産木材の利用促進をはかること。

公共施設などの建設に積極的に地元産木材を活用すること。

また、エネルギー資源として廃材を利用したバイオマスエネルギーの開発など、研究機関などと連携を強めること。

⑥鳥獣害対策を充実させること

鳥獣被害が農業生産者に深刻な影響を与えている。ほ場整備ができない中山間地域や、小規模農家にも市独自の電柵補助をおこなうこと。また、葛川のような僻地に対しては生活支援としての補助を検討すること。

猿害対策を強化するために、犬による追い払いのシステム作りを、動物保護管理センター、警察犬訓練事業者などと共同で検討すること。また、鳥獣の駆除をおこなった市民に対して、焼却費用の負担を市がおこなうこと。

〔5〕環境を保全し循環型の新しいまちづくりを

(1)家庭系ごみの有料化をやめ、減量・リサイクル対策の抜本的な強化を

①焼却中心から減量・リサイクルのごみ行政への転換を

家庭系ごみの有料化については、当面ごみ減量の取り組みの推移を見て検討することとなった。出たごみをいかに処理するかという従来型の焼却中心のごみ処理から、本格的なごみ減量・リサイクル・ごみゼロへ転換し、明確で積極的な理念と目標をかかげて取り組みを進めること。あわせて焼却施設の規模の縮小、施設数を2カ所に減らすなど財政負担を軽減する手法を検討すること。

大型ごみの戸別収集に関しても、再資源化に役立つトラック収集や、ストックヤードの整備などを検討し、本格的なリサイクルの仕組みづくりに取り組み、有料化を見直すこと。

アルミ缶の補助、その他プラスチックの回収を週1回にするなどの検討を速やかに具体化すること。分別収集の徹底によって事業系ごみの減量・リサイクル対策を強化すること。また、有害廃棄物（蛍光灯や乾電池）などの収集への企業の協力を求めるとともに、市のごみ減量行政への協力を求める意味で、企業参加の協議会を立ち上げること。

②ステーション収集と資源物の分別収集の取り組みの強化を

実施可能な地域（伊香立の環境交流館）からごみ収集ステーションの設置・整備に対する補助制度を創設すること。

透明ごみ袋はプライバシー対策、カラス対策としても半透明袋への移行を検討すること。

再資源化可能な空きびんについてはコンテナ収集に切り替え、分別の徹底でリサイクル率を高めること。乾電池や古紙（新聞・段ボール・雑誌・雑紙）、古着類など再資源化のための分別を推進し、ステーション回収の対象を広げ、リサイクルしやすい体制を整備すること。

リユースセンターについては、北部地域での設置が検討されているが、今年度開所をめざして積極的に進めること。

③生ごみのリサイクルの推進を

生ごみリサイクルを全市的に制度化するために検討をおこなうこと。各家庭でのコンポストや電動処理機などへの補助を拡充し、啓発協力員などを養成し推進すること。コンポスト補助については早急に具体化し、事業としての取り組みを進めること。

廃食用油の収集をおこない、バイオディーゼル燃料化の取り組みを進めること。

2010年12月伊香立で日映志賀が生ごみ堆肥化事業をおこない始めた。市としても生ごみ堆肥化事業への取り組みを検討すること。

④古紙の集団回収事業の充実を

集団回収は市民団体の活動資金となり、取り組みを促進すればメリットが大きくなり、その活動を通じてごみ問題を考える機会ともなる。補助単価が、2010年後半から1キロあたり1円引き上げられた。集団回収を促進するためにさらに補助単価を引き上げること。

⑤拡大生産者責任の徹底を国に強く求めること

プラスチック容器包装の分別は、市民の理解と協力が進み収集回数の増加ともなったが、そのリサイクルについては燃やすよりも多額な費用がかかり、その負担が消費者と自治体に負わせられている。プラスチックのみならずごみ総量の削減は拡大生産者責任の徹底に負うところはきわめて大きい。

拡大生産者責任を徹底するよう国に求め、大津市として多量排出事業所に対してごみの減量、リサイクル、適正処理をはかるため、条例を定めること。ごみになるものを大本から減らすとともに、産業廃棄物や缶、ビン、ペットボトルは回収しないなどの徹底をおこない、業界などの責任でリサイクルの推進をはかるよう指導すること。

⑥地域環境整備事業の透明性確保を

地域環境整備事業については、今日の自治体の財政状況や市民感情から考えて、個人施策の見直しや「迷惑料」的な自治会への報奨金など、他地域との均衡を失する対策を改め透明性、公平性をはかること。

地域の環境整備や地域振興など一般施策の中での事業へと移行させること。

⑦市民本位の産業廃棄物行政の推進を

産廃問題解決には排出事業者の責任強化が不可欠である。真野大野、和邇中など、市民生活を脅かしている産業廃棄物の不法投棄問題の一刻も早い解決に努めること。また市内各地のごみの不法投棄防止のためのパトロールの強化、摘発の強化をはかること。

唐崎国有地の汚染土壌については早期の解決を国に求めるとともに地域住民に対して情報提供をしっかりとこなうこと。

事業者に対し産業廃棄物や汚染土壌の適正な処理と、施設管理の指導をおこなうとともに、市民の不安を取り除くよう、対応に努めること。大津市土砂条例が施行されたが、現存する土砂に対してすみやかに処理をおこなうこと。

(2)地球温暖化防止、びわ湖と環境保全の取り組みを

①地球温暖化防止のための対策強化を

温暖化ガス排出削減目標達成のため、その8割を占めている産業界への温暖化ガス排出削減を割り当てるなど、踏み込んだ取り組みをするよう政府に働きかけること。

2011年度に改定されたアジェンダ21の計画目標達成のため、自然エネルギーを活用している自治体の教訓などを生かし、自然エネルギーを利用した「低炭素社会の実現」に重点をおいて取り組みを進めること。太陽光発電パネルの設置補助につづき、風力発電や小水力発電など市民の発電活動に対する補助を充実させること。

②びわ湖の水質改善のために

びわ湖の富栄養化の大きな要素となっている森林の荒廃を防ぐために、間伐材の積極活用や木質バイオマスの利用を進めること。

農業排水の再利用の仕組みを作ることや河川の自然護岸の回復など必要な指針をもうけて水質改善の取り組みを進めること。

企業などの事業系排水については、環境負荷物質の総量規制をおこなうこと。総門川の

汚染対策など関連企業への改善指導を強化すること。

びわ湖の環境保全に取り組んでいる市民団体の活動を知らせるなど、より多くの市民がびわ湖の環境保全に対して関心が持てるよう啓発に努めること。

〔6〕安心して住み続けられるまちづくりを

(1)安心して住み続けられるまちづくりを

①地域公共交通の充実を

高齢化社会の進行・地球温暖化防止など、ますます公共交通の整備が重要な課題になっている。市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするために、条件整備や利用に支援をおこなうこと。(バリアフリー化、自転車置き場整備)

大津市として市民の交通や移動の権利を保障する立場で、バス路線の計画的な整備を進め、必要な路線には助成をおこなうよう検討すること。また、高齢化、郊外型大型量販店の建設、主要な団地や駅・病院などを巡回するバス路線の開発、コミュニティバスの運行やオンデマンドタクシーの活用などを住民・事業者と協力して行政としても積極的に進めること。自主運行などをおこなっている市民の活動に支援を検討すること。

②道路、鉄道などのバリアフリー化を

バリアフリー新法が制定され、公共施設などのエレベーターの設置などが義務づけられた。基準に該当しないとして残されている旧志賀町域のJR駅についても、バリアフリー基本構想に位置づけ年次的に設置できるよう取り組みを進めること。

国道161号線の浜大津周辺や主要な市道など車いすが通行できない歩道の改善をはかること。

③生活道路の整備促進と通過交通対策について

自転車用道路など安全に走行できる交通通行帯の整備、駐輪場の整備など環境に優しい交通手段の利用促進策をはかること。

不足している大津駅などの駐輪場の整備を促進するとともに、用地はJR等鉄道事業者はその負担を求めること。

送迎用自家用車の停車スペースを確保することなどJR大津駅前広場の再整備をおこなうこと。

旧志賀町でおこなわれていた私道での生活道路の陥没等に対する砂利などの現物支給を大津市の制度としておこなうこと。

④河川整備の促進・淀川水系等の事業見直しについて

大戸川の堤防の補強・河床の浚渫など、災害の防止や環境保全の立場で河川整備の推進を求めること。

大津放水路事業の効果の再検討・見直しをおこない、計画の対象地域での県・市管理の市街地河川の改修を早急に進めること。

真野川の抜本改修など遅れている河川改修を県に求めるなど積極的に推進すること。

市が管理している橋梁の点検・補修を計画的におこなうこと。

(2)快適に暮らせる都市基盤の整備を

① J R 膳所駅周辺整備について

J R 膳所駅周辺整備事業については既設の南北連絡橋を生かし、ムダな投資を抑制すること。また、地元や利用者の声を反映した事業とし、早期着工に向け、J R が事業者としての責務を果たすことを求め、市としても努力すること。

②サイエンスパーク北部新産業拠点地域の整備について

開発残地域の振興策については、事業主体であるU R（都市再生機構）や県の責任で計画を抜本的に見直し、有効な活用方向を住民とともに検討すること。

また、区画整理地域については、市が安易な土地の引き取りや補填などをおこなわないこと。

③市内の幹線道路の整備・改良について

渋滞解消のため、浜大津港口交差点の改良、国道1号線の改良、近江大橋・琵琶湖大橋の無料化促進を県に働きかけること。

④市営住宅の整備促進を

石山団地の建て替え計画を促進すること。市営住宅の改善は現代的で快適な生活にふさわしい住居水準を保障するため、各戸の部屋の拡幅、トイレの改修、階段式住宅へのエレベーター設置、風呂のない住宅への風呂の設置、駐車場の整備を計画的に進めること。

住宅申し込みが偏り、高い競争倍率のところがある一方、申し込みがない住居もあるという実態をふまえ、居住環境の平準化のため早急に整備計画をたてること。低所得者世帯が増えている昨今、市営住宅の増設を検討すること。

高齢者世帯・単身高齢者の増加に対応して、市営住宅の低層階への高齢者入居を可能にするために、バリアフリー化等の改修を促進すること。

中心市街地での市営住宅の建設を進めること。また、高齢者や若い世帯などの民間賃貸住宅への家賃補助をおこなうこと。

⑤マンションの管理への支援体制の整備を

市内のマンションの中にも老朽化が進んで、修繕や改築が必要になるなどの事例も見受けられる。また、全国的には管理会社の倒産や不適切な管理による住民とのトラブルなどの問題も発生している。マンションに安心して住み続けられるように、管理組合などに対する法的な支援や技術的支援などがおこなえるように、都市計画部の中に相談窓口を設置すること。

⑥認定団地の環境改善を

志賀地域の認定団地の環境改善については、現行制度を継続し将来的な制度の見直しの基準作りを進めるとともに、道路や側溝、交通安全施設など必要な維持・改修などについては、積極的な支援をおこなうようにすること。

(3)歴史と自然を生かす景観保全のまちづくりを

①建物の高さ規制のいっそうの推進を

昨年度の都市計画審議会で湖岸周辺の商業地域などの景観を保全するための建物の高さ

規制などが実現したことは積極的な意義を持つものであり、一定の評価ができるものである。同時に、31m、45mなどの高さ規制でびわ湖の景観などが守れるかをひきつづき検証していく必要がある。市街地中心部についてもひきつづき景観保全のための仕組みづくりなどについて検討を進めること。

②町の美観を高める屋外広告物行政の推進を

町並みや景観とマッチした屋外広告物の規制・誘導などをさらに推進するために、市民参加で規制のあり方を議論したり、除却作業をさらに広げることや市民・事業者へのいっそうの啓発をはかること。

③歴史的な町家や街道を生かしたまちづくりを

まちの美観を向上させ、観光事業などとも連携してまちづくりを前進させることは重要である。坂本の伝統的建造物群保存地域の事業推進をはかるとともに、京町通りでの町家再生事業などをひきつづき積極的に推進すること。

④区画整理や再開発の住民本位の見直しを

当面堅田駅西口土地区画整理事業については、地価下落のもとで保留地処分などが予定通り進まなければ新たな住民負担になる。道路事業の見直しや公共残土の搬入などで事業費の圧縮をはかっているが、市財政を圧迫することのないよう事業の進捗管理等に万全を期すること。

また、大津駅西地区土地区画整理事業については、住民合意を基本に慎重な対応をおこない、負担を増やすことのないようにすること。

再開発事業について超高層の建築は景観保全の面から問題があるが、周辺住民との話し合いを重ね、安易に大津市が補填をしたり、床の買い取りをするなど開発ありきの考え方をしないこと。

⑤志賀地域栗原地先の旧大型産廃施設予定地の利用について

志賀地域の栗原地先の元大型産廃処分場予定地の後利用については地域の要望に基づく「自然公園」などとして活用するよう県に求めること。

(4)市民本位の都市施設の整備・運営を

①市民負担を軽減する下水道事業運営を

水道使用量の低迷にもかかわらず、昨年度も下水道事業は大幅な黒字を計上した。下水道事業の負担について、国は汚水の資本費の全額を使用料負担とするよう指導しているが、このような負担区分では、連続的な値上げと多大な市民負担を招くことになるものであり、費用の負担区分は用地費や建設費については公費で、維持管理費については使用料で負担するという区分に改めるべきである。

下水道汚泥については、焼却処分方式から脱却しコンポスト化や消化ガス発電など資源の有効活用などのリサイクルの促進をはかること。

②大石東町桜谷団地の下水道問題について

当該地の公営下水道化に向けて取り組みを進めること。当面民間事業者に必要な事業運営を指導するとともに、公営移管へ向けて取り組みを進めること。

③ガス事業の民営化をおこなわないこと

ガス事業のあり方をめぐって、「高く売れるうちに売却を」などの民営化論が出されているが、安全で低廉なガスの供給をおこなないながら、施設・設備の充実や利益の市民還元などをおこなうことのできる公営での運営を継続するべきであり、民営化はおこなわないこと。なお、将来的な技術的対応や経営に対する不安材料があるのであれば、長期的な計画を立てて取り組みをはかるべきである。

④ガス事業の利益を市民に還元し料金の引き下げを

市民生活を守るガス事業を進めるため、料金の改定については、議会の議決とすべきである。150億円を超える黒字分は、単に現預金残高と投資有価証券としてため込まれているだけであり、市民生活の役に立っていない。学校施設の冷房設置や給食施設の整備などをおこなって、ガスの売り上げ増進と市民還元をはかるとともに、値下げなどで市民に還元すること。

〔7〕憲法を生かし市民が主人公の市政とまちづくりを

(1)人権を守り市民本位のまちづくりの推進を

①制定される男女共同参画条例を実効性のあるものに

国連の女性差別撤廃委員会は、2009年8月日本政府の報告に対する最終見解を示し、第18項差別的規定を設けている民法および戸籍法の改正への取り組みと、第28項雇用及び政治的・公的活動に重点を置き、あらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入することについて、2年後までにフォローアップをおこなうよう求めた。政府の最終見解に対する意見では、差別的な法改正に対しては、「世論の動向を見て」という消極的なものであり、第3次男女共同参画推進計画では、「あらゆる分野で2020年までに指導的地位の女性を少なくとも30%に」という5年前からの目標が再掲されたが、実効性のある具体的な手だては講じられていない。

一方で雇用分野では、女性の非正規労働の増大によって、2010年の常用労働者の女性賃金は男性のわずか51.0%となっている。公務の職場では非正規化が急速にひろがり、自治体職員の3割が非正規となっている。また、現在女性労働者の就労継続に不可欠な保育について、公的責任を後退させる新制度を計画しており、男女共同参画に逆行する事態が広がっていることは重大である。

日本は女性差別禁止条約を批准しており、これが国内の法令と同等の効力を持つことを踏まえて、天津市の男女共同参画条例の制定をきっかけとして、具体的な前進をはかることができるよう、とりわけ男女差別の概念規定を明らかにしてこれを禁止する具体的な措置をとること、あらゆる分野での意思決定への女性の参画について、目標とスケジュールを明らかにしながら暫定特別措置を講じることなど実効性のある対策をおこなうこと。

②中期財政計画・新行革プランの市民本位の見直し・運用を

今年度見直しがおこなわれた中期財政計画は向こう5年間で148億円の収支不足が生じるとして、そのうち123億円を税などの収納率の向上、公共料金の見直し、予算の分権化、人件費の削減、投資的経費の見直しなどによって改善をはかるとしている。しかし、一方で庁舎整備基金1億円や財政調整基金3億円の積み立てを毎年おこなうとしており、財政の健全化が先に立って市民生活との関わりでどのように財政運営をしていくのかという検討がおこなわれていないのではないかと考える。

今後見込まれる社会保障の大改悪などから市民生活を守る戦略を立てながら、財政運営をこれに協調させていくべきである。

③施設使用料の見直しについては、市民負担増とならないよう検討すること

受益と負担の公平性確保を理由に公共施設の使用料の見直しがおこなわれようとしている。統一した基準を設けるとしているが、あげられている施設の多くは現在より使用料が引き上げとなり、市民への負担増となるものである。市民の税金で作られた公の施設は、多くの市民が利用することで、その設置目的を有効に果たせるもので、市民サービスの低下につながる施設使用料の見直しをおこなうべきではない。

④庁舎整備について

市役所北に隣接する国有地を取得しての新庁舎建設（企業局舎）については、現下の市財政状況を踏まえて、仮設の合同庁舎を譲り受け活用できるよう申し入れること。

また、現在の庁舎の本格的な耐震改修・長寿命化の計画を立てて取り組むこと。

⑤びわこ競輪場の跡地利用について

びわこ競輪場の建築物の撤去については跡地利用についての検討を含めて、県と協議をおこない、現状での利用可能な方向で検討すること。また、公園区域であることから、将来的な跡地利用についても、市民参加で検討をおこなうこと。

⑥広報紙の配布方法の改善を

「広報おおつ」の配布については、仕事確保や全戸への配布を保障する観点から可能な地域からシルバー人材センターの委託事業として実施を検討すること。

(2)憲法を守り、活かす市政を進めること

①平和・人権・民主主義など日本国憲法の積極的な規定を守り活かす市政を

恒久平和都市宣言自治体であり、平和市長会議に参加している大津市においてもさらに世論を広げるために核兵器廃絶のための取り組みをおこなうこと。

他都市の事例なども参考にして、原爆記念式典への市内中学生の代表派遣なども検討すること。

戦争を再び繰り返させない立場から、平和のための戦争展など戦争体験を風化させない取り組みを継続すること。

市内の中学校で職場体験学習で自衛隊を実習先に選定している状況があるが、命を大切にし平和な社会をつくる人間を育てるという教育の目的からも不適切であり中止すること。

自衛隊による武装自衛官の市街地行軍訓練など基地外での演習行為を中止するよう求めること。市民に対する事前の情報提供などをおこなうこと。

②官製ワーキングプアをなくすために

官製ワーキングプアも含めて非正規雇用が急増するなか、年収200万円以下の労働者が1000万人を超えるなど、雇用破壊が進行している。行政のあり方を効率的に見直すことは必要だが、非正規雇用が労働者の3分の1を占める現状は大きな問題がある。他の先進国と比べても、日本の公務員数はすでにきわめて少なく押さえられており、国による行き過ぎた定員管理の圧力をやめさせ、雇用は正規を基本とするべきである。

大津市では、嘱託職員の待遇改善として職務に応じた賃金の引き上げが進められてきたことは積極的に評価できることであるが、臨時職員・非正規雇用職員の「均等待遇」をはかるよう努力するべきである。

野田市、川崎市などで制定され、国分寺市で条例制定の動きが進んでいる公契約条例については、国への意見書が845自治体で可決されている。低価格競争や低入札に歯止めがかからない状況からも、大津市でも積極的に条例制定を検討し、適正な賃金水準や労働条件が確保されるよう求める。

③清潔で公正・公平な市政の推進を

市民病院での談合や公金横領、納税課での公金横領など一連の不祥事から職員の綱紀粛正を強化するとして、コンプライアンス条例が制定されることになったが、公益通報や不当要求への対応を強化することはこれらを抑止する一定の効果を発揮するものと期待される。同時に、この間の公務の民間化や公務員制度改革による非正規職員の増大などの中で、職員の専門性を活かした仕事へのやりがいや誇りが失われつつあることも指摘しておかなければならない。

また、市長によるロシアとの国際交流事業の問題、特定候補者の選挙応援への公用車の使用など、市政のトップが公正さを阻害するような行動についてこれを反省し、改めるべきである。

④やりがいを感じられる住民本位の組織運営を

市民本位の行政を実現する上で、一人一人の職員を大切にする組織運営は重要である。その意味でも職員の中に格差や不団結を持ち込む能力主義的人事管理は持ち込むべきではない。定数削減や非正規化などによる長時間・過密労働の解消をはかるために、必要などころには必要な正規職員を配置すること。

職員のメンタルヘルスの問題は、その職員の能力を発揮するためということはもちろんであるが、行政組織にとっても誰もが働きやすい健康な職場をつくるという意味で個別対策と職場環境の両面からきめの細かい対策を強化する必要がある。

トップダウン型の仕事の進め方から職員の創意や提案が活かされる民主的な職場環境を築くこと、職場でのパワハラやセクハラなどを防止するための日常的な研修と点検を強めること。

行政窓口の接遇などについても市民の人権を守り、市民の立場に立った改善を進めるために、必要な研修などをおこなうこと。

⑤国からの天下りの受け入れ中止を

他の行政機関との人事交流に取り組んでいくことは、職員の能力向上や行政機関のレベルアップにつながるものではあるが、長年にわたって特定のポストを国土交通省から迎えることは、自治体としての行政のあり方に偏りを生じることになる。現状での天下りの受け入れの中止を求める。

⑥所得再配分を保障する公正な税制・税務行政を

東日本大震災の復興のためと称して、25年間で8.8兆円規模の庶民増税がおこなわれることになったが、大企業などは4.5%の法人税率引き下げで毎年1.2兆円もの減税となり、3年間に限りこの引き下げ幅を2%にとどめることとなっている。これでは復興財源が生まれないばかりか、大企業減税の負担を庶民増税で穴埋めしようとするものであり、異常なやり方と言わなければならない。

また、民主党政権が子ども手当の財源にするためとして年少扶養控除の廃止がおこなわれたが、一方で3党合意で子ども手当は廃止の方向となり、この面でも国民は一方的な負担増を強いられることになる。しかも、自治体に対してこの扶養控除廃止による増収分を民間保育園の国庫補助と振り替える案も浮上しているが、子育て支援を強めなければならない時期に、これに逆行する暴挙である。

他の先進国では財政危機打開や社会的公正を確保するために、株式等にかかる税率が30%程度に引き上げられているが、日本ではこれを10%とする特例措置が継続されることになった。年金課税の強化、住民税のフラット化など低所得者に負担を増やしながら、高額所得者や大企業減税を進める税行政のあり方は、所得再配分を通じて社会的公正を確保するという税務行政をゆがめるものであり、社会的な格差や貧困を広げるものとして、このようなやり方は改めるべきである。

自治体の税行政は独自権限は限られているが、国の流れに棹さすのではなく、市民の立場で対抗策を講じることを求める。。

⑦生活再建を第一にした徴収、収納対策を

大津市の納税者の一人平均の課税所得は、1998年に比較して18.8%も減少している。不安定雇用のもとで働く人は4割近くにのぼっており、中小事業者の経営状況も困難を極めている。

大津市行政改革プラン等では、未収金の回収を積極的に進めるとしており、債権回収準備室を設置して未収金の集中管理や法的な回収の強化をはかろうとしているが、このような市民生活の実情にかんがみて機械的な差し押さえや換価をおこなうのではなく、生活再建を最優先に対応すること。

特に各種の公的扶助や年金など差し押さえられたら生活ができないような預貯金や事業者の売掛金、生業のための機械設備や自動車など生活に不可欠なものの差し押さえはおこなわないこと。

国税通則法の改悪がおこなわれようとしているが、帳簿などの強権的な差し押さえや調査対象期間の5年への延長、無予告現況調査や反面調査の強化など、納税者の権利を著しく制限し、暮らし破壊を進めるものとなっている。このような改悪に反対するべきである。

⑧事業の民間委託・指定管理について

簡素で効率的な行政運営を口実として、正規職員の削減と一体に事業の民間委託、指定管理制度の導入が進められている。一概に事業の民間委託に反対するものではないが、民間委託には、①利潤を確保するために人件費を削るなどサービスの低下を招く、②市の専門職や現場を知るものが少なくなり事業の適切なチェックができなくなる、③市民と行政との間の意思疎通が間接的におこなわれることになりきめ細かい対応ができなくなる、などの問題が起こりやすい。また、指定管理者制度のように一定期間ごとの契約の更新がおこなわれることによって、雇用の不安定化に拍車をかけ、業務の継続性や経験の蓄積などが損なわれるなど問題も多い。

自治体職員が現場で働いて専門性を保持することの重要性は、東日本大震災の救援・復興の中でも明らかとなった。防災・災害復旧対策としても民間委託のあり方を見直すことが必要である。

従来のように公的な施設運営などはできる限り公的な団体への委託・指定管理とし、市として地域内の雇用の確保や福祉的な就労の場の確保などについては、政策的に対応すること。

(3)人権を保障する行政責任を明確にした行政推進を

①人権保障の原理は補完性原理に優先することを踏まえた市民協働を

今年度から市民協働を推進する条例が施行されたが、市・事業者・市民が、それぞれの立場や役割を生かして、協力・連携のもと課題解決する「協働」の考え方を大津のまちづくりに生かすことは大切である。

協働の原理として、「自助・共助・公助」などの補完性の原理が強調されるが、本来北欧などで実施されている補完性の原理とは、たとえば福祉サービスなどの利用者や支援機関などに近いところで政策決定がおこなわれること、国や自治体がこのような決定を尊重する立場で社会的資源を配分していくことを指しており、貫かれているのは人権原理である。

市民的な生活感情としては、自らできることは自らおこないそれでできないことを周りの支援に求めるというのは当然のことであるが、行政が「ゆがんだ」補完性の原理を持ち出して人権保障を後退させることがあってはならない。

行政が担うべき公共サービスを企業、NPO、ボランティアに肩がわりをさせるのではなく、大津市の果たすべき責務（まちづくりの基幹的、中心的部分を保障するための専門的な人材や財源の確保）を一層充実をさせながら、市民の参画、協力、協働を大津市として進めるべきである。

今後地域まちづくり会議などの協働の仕組みづくりが進んでいくことになるが、議会との連携なども視野に入れた仕組みづくりを検討すること。

市民が主権者として市政推進の力を発揮できるよう、大津市は市民や事業者に情報提供を十分におこなうこと。また市民活動センターのスペースの拡充や、相談窓口の充実、活動団体の連携を支援するなど、協働を進める機会をしっかりと保障すること。

②市民のための相談窓口・消費者保護活動の充実を

市民の要望が強い「女性の法律相談」「法律相談」の枠は一定増やされたが、実態に合わせていっそうの拡充をおこなうこと。近年相談が、複雑化、高度化しており、相談業務

に携わる相談員もそれだけ高度な知識と能力が求められる。ひきつづき消費生活センターの相談員の正規職員化、増員や研修の強化などの体制を充実すること。

③市営葬儀事業廃止により市民サービスの低下がないよう対応の充実を

市営葬儀の2011年度末での廃止に伴い、火葬事業については志賀聖苑に葬祭場を設置し、大津聖苑と志賀聖苑を「葬儀ホール付き火葬施設」として、指定管理者制度で運営し、葬儀事業については、新たに「大津市規格葬儀（おおつ市民葬儀）制度」を創設しおこなうこととなった。しかし市民生活が困難になってきている中で、市民からは低廉で安心できる市営葬儀存続の声が多くあがっている。こうした市民の声に対し「規格葬儀事業」という形で市民の望んでいる内容の葬儀がおこなえるとしているが、低廉な価格で葬儀サービスを提供する事業者が増えてきているとはいっても、市営葬儀がなければこれが継続される保証はないし、サービスの質の面でも、市営葬儀が一定の基準を保障する役割を果たしてきたと言える。

葬儀事業への指定管理者制度導入の目的が運営費と職員数の削減にあることから、導入により、市民サービスの削減につながらないように監査などのチェック機能の強化をおこなうこと。規格葬儀を始めるに当たっては、今までの市営葬儀に協力してきた事業者に対して十分な説明をおこなうこと。また、病院で規格葬儀店を決めることが少なくないと思われるため、病院に指定業者がある場合、トラブルが起こらないか、また基本葬儀料以外にオプション費用等がかかる場合もあることなど、料金・サービス内容について事前に消費者に対し詳細な情報提供をおこなうよう事業店に指導すること。大津市としてもひきつづき相談窓口の充実をはかること。

④支所機能の充実を

「一学区一支所」は大津市の特色を生かした制度であり、地域間格差を生じないように支所機能のいっそうの充実をはかること。

支所で福祉や保険制度の相談などが受け付けられるよう、相談室を確保すること。また特に旧志賀町地域からの合併による住民サービスの低下の声にこたえ、児童クラブ、保育所、幼稚園等の年度途中の申請、造園業者の剪定枝などのクリーンセンターへの持ち込みについても支所で許可をおこなうなど総合的なサービスがおこなえるようにすること。

市民に最も近い市の機関であることから、情報収集と本庁との情報交換に努め、市民の声を反映する窓口としての役割も果たせるようにすること。

今年度、全支所の支所長が嘱託職員化されたが、支所長は重責を担う職務でもあり、正職員の配置に戻すよう検討をおこなうこと。

施設の老朽化が進んでいるが、防災拠点としての機能も持つことから、早急に必要な修繕をおこない、耐震化工事についても順次おこなうこと。

⑤市民の芸術・文化活動を保障する予算の拡充を

芸術や文化は、市民の心豊かな暮らしには欠かせないものである。文化振興は市民が主体であるが、そもそも芸術・文化は採算がとれるものではなく、市民まかせ、市場まかせでは多面的な発展ははかれない。芸術・文化をつくり楽しむ市民の権利を尊重し、その条件を整備することは市の責務である。このような観点から指定管理者制度について見直しをおこなうこと。

市民だれもが等しく文化を享受し、創造する機会が得られるように文化振興推進にかかる予算の抜本的拡充をおこなうこと。

⑥幸福の科学学園建設について

今年2月議会での「幸福の科学学園建設計画に対する住民不安の解消に向けた取り組みと、住民との合意形成の環境を整える取り組みを大津市に求めることについて」の請願採択の趣旨を尊重し、住民の理解・合意をはかるよう学園側に働きかけること。